

化学の 特許はおまかせ!

# 中務先生のやさしい カガク特許講座

第24回

# 特許権以外の 知的財産権

中務茂樹

特許業務法人せとうち国際特許事務所

## 今月のホーリツとジョーヤク

#### 「特許法」

#### 第1条(目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

#### 「商標法」

#### 第1条(目的)

この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

#### 「著作権法」

#### 第1条(目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送 及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接 する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利 用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、 もって文化の発展に寄与することを目的とする。

#### 「パリ条約」

#### 第1条(2)(保護の対象)

工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地 名称及び不正競争の防止に関するものとする。

PHOTO: maradon 333/Shutterstock.com

なかつかさ・しげき ● 特許業務法人せとうち国際特許事務所代表 社員弁理士. 岡山大学非常勤講師. 知的財産高等裁判所専門委員. 1961 年岡山県生まれ. 1987年京都大学大学院工学研究科修士課程修了. (株) クラレ, 特許事務所を経て, 2008年せとうち国際特許事務所を設立. <趣味>家庭菜園, 犬の相手 「ものづくり」をその基本精神に置く化学系の研究を行っていると、開発した新しい技術を世の中に広めていくうえで論文公開のほかに「特許の出願」を行う機会もあるのでは? 知ってて損はさせない特許についてのアレコレを、生涯一ケミストを自認する中務先生がイチからやさしく教えていきます!

本連載ではこれまで特許権について説明してきましたが、 知的財産権に含まれるのは特許権だけではありません。今回 は、特許権以外の知的財産権のアレコレについて説明しよう と思います。

# ♥知的財産権とは?

知的財産権は、読んで字のごとく「知的」な「財産」についての「権利」です.したがって、人間の知的な活動によって生みだされたものであって、財産的な価値を有し、法律上保護される権利である、と解釈することができます.法律上保護される権利ですから、新しい法律ができれば新しい権利が生まれるわけで、近年、知的財産権の範囲がだんだんと広がっているように感じられます.したがって、「知的財産権」という言葉の意味に基づいてその守備範囲を理解するよりも、知的財産権に含まれる具体的な権利を確認したうえで、それらを含む範囲が知的財産権の範囲であると理解するほうがわかりやすいと思います.

知的財産権に含まれる権利は、大まかに「創作系」と「ビジネス系」に分かれます。創作系の権利には、新たな創作をすることで得られる権利が含まれており、特許権や著作権などが含まれます。一方、ビジネス系の権利には、商取引上の識別標識として用いられる商標権などが含まれます。「創作系」の権利と「ビジネス系」の権利を、強引に「知的財産権」として東ねている感じです。以下、具体的に説明していきましょう。

## 創作系の権利

創作系の権利について、表1にまとめました.

#### ① 特許権

これまでの連載でおなじみですね.「発明」を出願日から 20年間保護します.

#### ② 実用新案権

物品の形状,構造または組合せについての「考案(小発明)」 を保護します.「化学物質」や「製造方法」などのように,一定

表 1	創作系の権利	ı

知的財産権	保護対象	法律	所管 官庁	登録	出願件数 (2019 年)	保護 期間
特許権	発明	特許法	特許庁	必要	307,969	20 年
実用新案権	考案	実用新案法	特許庁	必要	5,241	10 年
意匠権	デザイン	意匠法	特許庁	必要	31,489	25 年
著作権	著作物	著作権法	文化庁	不要		70 年
育成者権	植物品種	種苗法	農水省	必要	784	25 年 <sup>*1</sup>
営業秘密	ノウハウ	不正競争 防止法	経産省	不要		

<sup>\*1</sup> 樹木は30年.

の形態を有さないものは、物品でないとして登録できません。 無審査で登録されますが、権利期間は特許権の半分の10年 です. 平成5年法改正の前はちゃんと審査をしていて,特 許出願と肩を並べる出願件数がありましたが、今ではほとん ど利用されておらず、出願件数は特許出願の 1/60 にすぎま せん.

#### ③ 意匠権

物品等のデザインを保護します。かつては有体物動産であ る(形があって不動産でない)「物品」のデザインだけを保護し ていましたが、令和元年法改正によって、建築物や内装のデ ザイン,表示や操作のための画像デザインも保護対象にな りました。また同時に、保護期間も25年に延長され、デザ イン保護強化のトレンドが見て取れます。化学の研究開発を している人には、一見縁がなさそうな権利ですが、発明品の 形状が従来品と違っていたら、特許出願と意匠登録出願の両 方をすることもできます。 両者は保護対象が異なりますので、 別個に審査され別個に登録されます.

#### 4 著作権

著作権法第2条第1項第1号では、著作物を「思想又は感 情を創作的に表現したものであって, 文芸, 学術, 美術又は 音楽の範囲に属するもの」と定義しています.これらの著作 物を保護するのが著作権法です。

著作権法第1条では、その法目的を「文化の発展に寄与す ること」としており、同じ「創作系」の法律である特許法、実 用新案法および意匠法が「産業の発達に寄与すること」を目的 としているのと大きく相違します. 所管官庁も, 特許法など が経済産業省の外局の特許庁であるのに対し、著作権法は文 部科学省の外局である文化庁です。 法律の目指すところが まったく異なっているのです.

著作権は,著作物を創作した時点で発生しますので,権利 を得るための手続は必要ありません、狭義の著作権は、複

製権、上映権、公衆送信権など、著作物を利用するた めの具体的な権利を含みます。著作権は他人に譲渡す ることが可能で、この連載の複製権は、私から株式会 社化学同人に譲渡されます。一方、広義の著作権には 著作者人格権というものが含まれており、著作者の了 解なく改変したりすることができません. したがって, 化学同人が勝手に書き換えて変な内容になったら, 著 作者人格権に基づいて私が訴えることが可能です。こ のように著作権は、著作物の利用による文化の発展と、 著作者の権利保護の両面を担っているといえます.

著作権の保護期間はとても長く、著作者の死後70年です。 ただし著作権を行使するためには、侵害者がその著作物を利 用して創作したこと(依拠性)を証明する必要があり、依拠性 が要求されない特許権などとはこの点で大きく相違します。

化学の研究開発をされているみなさんであれば、論文を書 いたときに著作権が発生していますし、学会発表スライドや 会議資料などの作成でも著作権が発生しています。一方、他 人の著作権を侵害するかどうかの判断は、少々ややこしいで す 家庭内で仕事以外の目的で使用するために著作物を複 製することは許されます (著作権法第30条)が、仕事上の複 製は許されません。でも、自らの著作物での正当な引用は許 されますし (著作権法第32条), 教育上の要請や試験問題作 成時などには、状況によっては複製が許される場合があり ます (著作権法第33~36条). 詳細は文化庁 HPの「著作権 制度の概要」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/ seidokaisetsu/gaiyo/)をご参照ください.

#### ⑤ 育成者権

植物の新品種を育成した者は、農林水産省に出願して品種 登録することによって、独占権である育成者権を得ることが できます。品種登録の出願件数はそれほど多くなく、年間の 出願件数は1000件未満です。最近、シャインマスカットの 育成者権を海外で取得しなかったために、海外で合法的に生 産されていることが問題になっています。農業分野も国際化 が進んでおり、種苗の海外もちだしを制限できる改正種苗法 が, つい先日 2020 年 12 月 2 日に国会で成立しました。また, 本誌 2020 年 12 月号のノーベル化学賞特別解説で CRISPR-Cas9 関連特許を概説しましたが、近年ではゲノム編集した 新品種が開発されており、食品の安全性や環境への影響など も含めて問題が生じてきそうです.

#### 6 営業秘密

新しい発明を特許出願するのではなく、ノウハウとして企



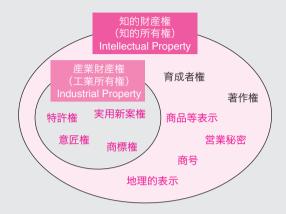


#### 知的財産権, 知的所有権, 産業財産権, 工業所有権

「知的財産権」という言葉が、一般の人に広く認知されるように なったのは、知的財産基本法が施行され、当時の小泉首相を本部 長とする知的財産戦略本部が内閣に設置された2003年ごろのこ とだと思います、一方そのころから、「工業所有権」が「産業財産権」 といい換えられることが多くなりました。これらの言葉について 整理しておきましょう.

知的財産権と知的所有権の英訳は、いずれも "intellectual property (right)"であり、"property"の和訳表現が相違するだ けで、ほぼ同義です。また、産業財産権と工業所有権の英訳は、 "industrial property"であり、これらもほぼ同義です. したがっ て、知的財産権と知的所有権は同じで、産業財産権と工業所有権 は同じだと理解すればよいと思います.

知的財産権のなかに産業財産権が含まれており、その関係を右 の図に示します. 特許庁は、産業財産権として、特許権、実用新 案権, 意匠権, 商標権をあげています. 一方で, 各国が加盟して いるパリ条約第1条(2)では、「工業所有権の保護は、特許、実用 新案, 意匠, 商標, サービス・マーク, 商号, 原産地表示又は原 産地名称及び不正競争の防止に関するものとする | と規定されて いて、産業とあまり関係のない著作権以外はおおむね工業所有権 に含まれるという立場です.



知的財産権と産業財産権の関係 赤色の文字はパリ条約の工業所有権に含まれるもの.

最近は「知財」と略すことも多くなり、知的財産権は定着しまし たが、産業財産権はいまだ定着しきれていない感じです. 100年 以上前に industrial を「工業」と訳してしまったのを、サービス業 がさかんな現代のビジネスに合わせて「産業」に変えようとしてい ますが、言葉が時代に追いついていない感じです.

業内に秘匿する場合があります.このようなとき,秘密性が 保たれているノウハウであれば、営業秘密として不正競争防 止法で保護されます。ノウハウを第三者にライセンスする契 約を結ぶこともできますし, 盗用した者に対して差止請求や 損害賠償を求めることもできます。特許権のような期限はあ りませんので、秘密性が保たれていれば、老舗の一子相伝の 技術のように長期間にわたって保護されます。

#### ビジネス系の権利

ビジネス系の権利について表2にまとめました.

#### ① 商標権

商品やサービス (役務) の出所を表示する識別 標識としてのマークやネーミングを商標とい い,これを保護する権利が商標権です。商標権は, 特許権などと同様に特許庁で審査されて登録さ れる産業財産権 (コラム参照) ですが、その法目 的は「商標の使用をする者の業務上の信用の維持 を図り, もって産業の発達に寄与し, あわせて 需要者の利益を保護すること(商標法第1条)」と

されています。「創作」とは無縁であり、会社の信用の維持や 消費者の保護を目的とするものですが、結果として「産業の 発達」を目指す点が特許権などと共通し、経済産業省の外局 である特許庁が所管しています.

商品に直接付す商品商標(図1a)もありますし、サービス 提供時に表示する役務商標 (サービスマーク, 図1b) もあり ます。商標権は、指定された商品または役務と、マークまた はネーミングとの組合せとして登録されます。 したがって,

表 2 ビジネス系の権利

知的財産権	保護対象	法律	所管官庁	登録	出願件数 (2019 年)	保護期間
商標権	商標	商標法	特許庁	必要	190,773	10 年 <sup>*1</sup>
商号	商号	商法	法務省	必要*2	150 万**	
商品等表示	著名商標	不正競争 防止法	経産省	不要		
地理的表示	地域農産物	地理的 表示法	農水省	必要	16 *4	
営業秘密	顧客リスト など	不正競争 防止法	経産省	不要		
	- A to tole I a		t in Secret	- cto →= til vil		-I -VIII

\*1 更新可能. \*2 自然人は任意だが、法人は必要. \*3 登記件数. \*4 登録件数.

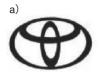






図1 商標権のいろいろ a) 商品商標, b) 役務商標, c) 色彩商標.

商品が類似していなければ、同じマークを他人が商標登録することもできます。そして、登録商標と類似した商品に類似したマークを使えば、商標権侵害になります。権利期間は10年ですが、使用していれば何度でも更新が可能です。

近年いろいろなタイプの商標の登録が認められるようになり、平成26年の法改正では、音や色彩も登録されるようになりました。たとえば、コンビニチェーンの色使い(図1c)が小売役務を指定して登録されています。どのコンビニチェーンか、すぐわかりますよね。

#### 2 商号

会社の名称や、商店の屋号のような商号も知的財産である とされています

#### ③ 商品等表示

それを見ただけで、誰でも出所がわかるような著名なマークやブランドであれば、商標登録されていなくても、不正競争防止法で保護されます。著名ブランドを盗用する行為を禁止しているのです。

#### ④ 地理的表示

地域の農産物などの産品をブランド化するために、農林水産省に出願して地理的表示を登録することができます。平成26年に成立した「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」に基づく、最近認められるようになった権利です。現在「夕張メロン」や「米沢牛」のようなブランド農産物などが登録されています。

#### ⑤ 営業秘密

顧客リストなどのビジネス上の秘密情報も、ノウハウなどの技術的秘密情報と同様に、不正競争防止法で保護されます.

以上,知的財産権に含まれる権利のアレコレについて説明しました。こうやってまとめてみると,「創作系」と「ビジネス系」とに差がありすぎて,一つの概念に束ねるのには無理があると再認識しています。でも,世界共通でそのような束ね方をしているので仕方がありません(コラム参照)。知的財産権はワイドレンジだとご理解ください。

#### 次回 NEXT

#### 特許関係の仕事

2年あまり続いた本連載も、いよいよ次回が最終回です。 最後に、特許関係の仕事のアレコレについて紹介したいと 思います。